別紙１－１

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※　　第　　号

氏　　名　GANKHUYAG　Davaanyam　ガンホヤグ　ダワーニャム

論　文　題　目　環境汚染の局面における親会社責任の法律構成―モ米日法比較考察を中心に―

論文審査担当者

主　査　名古屋大学大学院法学研究科准教授　松中学

名古屋大学大学院法学研究科教授　中東正文

名古屋大学大学院法学研究科教授　今井克典

別紙１－２

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

I. 審査論文の概要

1. 論文の内容

本論文は、モンゴルにおける子会社の事業活動に起因する環境汚染についての親会社責任を論じたものである。本論文は、日本法およびアメリカ法を素材とした比較法的分析を行い、モンゴルにおいて、親会社がどのような場合に責任を負うべきか、そのための法的な手法として何を用いるべきかについて、解釈論・立法論を展開する。

モンゴルでは、鉱業を重視する経済政策により、鉱業由来の環境汚染が問題となっている。鉱業分野ではリスク分散と事業規制への対応等の要因により、親会社が複数の完全子会社を設立して事業を行うことが一般的になっている。その子会社は必ずしも十分な支払能力を有していないことや、親会社と事実上一体として運営されていることも多い。そのような状況で、事業を行う子会社が環境汚染を引き起こした損害について、親会社がどのような場合に責任を負うのか、親会社に責任を課すとしてどのような手法（環境法による規制、会社法上の法理、不法行為責任）を用いるのかが問題となるが、十分に議論されていない。

本論文は、株主有限責任と不法行為費用の外部化についての理論的な研究を踏まえた上で、会社法上の手法として主に法人格否認の法理を検討対象としている。また、環境法上の規制についても検討している。これらの検討の際、モンゴルには十分な法制度が整っておらず、議論も十分ではないことから、アメリカ法と日本法を参照している。

本論文は、検討の結果、次の提案を行う。第 1 に、親会社責任が認められるべきなのは、①環境汚染を生じさせる親会社の現実支配がある場合、または②環境汚染の発生を促進させる親会社の積極的な行為がある場合である。第 2 に、親会社責任を負わせる手法として、①の場合には法人格否認の法理を用い、②の場合には環境法上の汚染者負担の原則にもとづく汚染者としての直接責任を課すべきである。第 3 に、①の場合に法人格否認の法理を用いるとすると、モンゴルでは同国会社法 6 条 6 項を用いるべきである。そして、同項の「親会社の決定」の要件は、現実支配があれば満たされると解すべきであり、それは支配の実質に着目して判断すべきである。また、「親会社の決定」と（子会社が引き起こした）損害の間の直接的な因果関係の立証は求めるべきではない。第 4 に、②の場合に責任を課す環境法上の規制が十分ではないため、親会社を汚染原因者の一類型として明文で定めるべきであり、責任を課す要件は②の場合に限定すべきである。

2. 論文の構成

「はじめに」では、上記の状況と問題意識を示している。

第 1 章では、子会社が引き起こした損害について親会社に責任を課すことは有限責任の否定につながることから、有限責任の便益とその歪みについて検討している。そこでは、有限責任の便益は大規模公開会社のみならず、閉鎖会社・親子会社にも及ぶことを示した。その上で、親会社に責任を課すことを正当化する要因となる有限責任の歪みとして、モラル・ハザードにもとづく不法行為費用の外部化があり、非任意債権者を保護する法ルールの必要性を検討した。

第 2 章では、モンゴル法が抱える問題点について検討した。第 1 に、会社法 6 条 6 項の「親会社の決定」の要件の内容が明らかではないことを明らかにした。第 2 に、環境保全法において、浄化責任についての規定が整備されておらず、浄化措置の種類・内容、実施責任、および費用負担責任について規定を整備する必要があることを指摘した。第 3 に、環境保全法上の親会社責任を考慮していないことを明らかにした。

第 3 章では、アメリカ法を検討した。最初に有限責任のもたらす歪みへの対処をめぐる議論を紹介した。次に、モンゴル会社法 6 条 6 項の母法であるアメリカにおける法人格否認の法理の展開と構造について検討した。具体的には、濫用論として誕生した法人格否認の法理は、道具理論を中心とする支配論に発展し、支配論には支配の実質に着目するか、支配の形式に着目するかで議論が分かれていることを明らかにし、この法理が広く用いられていることも示した。そのうえで、環境法上の規制として、CERCLA（ Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act ）を検討し、汚染者負担の原則を実現するために厳格な浄化責任が規定されていること、浄化措置の種類・内容、実施責任、および費用負担責任についての規定が整備されていることを明らかにした。そして、CERCLA に関しては、親会社の同法上の直接責任と法人格否認の法理を経由した間接的な責任が用いられていること、および親会社責任の要件として、従来は支配能力の基準または現実支配の存在に注目していたが、近年では、特定支配の基準が用いられていることを明らかにした。

第 4 章では、日本法を検討した。最初に、第 3 章と同様に有限責任の歪みに対する対処をめぐる議論を紹介した。続いて、日本法における法人格否認の法理の展開と構造を検討し、同法理がアメリカ法の影響を受け、法人格の濫用論・法人格の形骸化論を中心に発展していることを明らかにした。形骸化論はアメリカにおける道具理論に端を発するものであり、アメリカにおける支配の理解をめぐる学説の分布と同様に、実質に着目する見解と形式に着目する見解が対立していることを明らかにした。また、アメリカと異なり、日本では法人格否認の法理が例外的な場合にのみ用いられていることも明らかにした。最後に、日本の環境法を検討し、汚染者負担の原則が採用され、浄化措置の種類・内容、実施責任と費用負担責任について規定が整備されているものの、親会社責任を課すのは困難であり、実際に問題になることもほとんどないことを明らかにした。

第 5 章では、親会社責任を認めるべき場合と、その法的な手法について検討し、上記 1 のとおりの結論を示した。

II. 評価

1. 学問的寄与

論文提出者は、法学研究科博士課程（後期課程）に在学中で、博士（比較法学）の学位の申請を行う者である。モンゴルにおいては、鉱山開発に伴う環境汚染が深刻な問題となっているが、環境法で十分な対処がなされていない。さらに、子会社を用いて事業活動を行う親会社が有限責任制度により責任を免れ、被害の回復が行われないばかりか、社会的に望ましい水準を超えて鉱山開発などが行われるという問題がある。論文提出者は、このような状況に対して、親会社責任を課すべき場合を明らか

にするとともに、親子会社から生じる問題への対処として法人格否認の法理の活用を提唱するだけでなく、環境法上の規制についても具体的な提言を行っている。

本論文の特徴は以下のとおりである。

第 1 に、本論文は、モンゴルにおける重要な社会的問題に焦点を当て、その背後にある会社法上の問題について検討し、具体的な解釈論・立法論上の提言を行っている。

第 2 に、本論文は、親子会社と環境汚染の問題を有限責任がもたらす不法行為費用の外部化と捉え、法と経済学の手法を活用して、環境汚染の外部性に注目して、これを内部化するための法制度のあり方という問題の基礎について検討している。

第 3 に、子会社による環境汚染に対する親会社責任の問題を会社法の問題と捉えるだけでなく、環境法上の問題としても捉え、元々の論文提出者自身の専門（会社法）にこだわらず、問題の法的な解決手段として最適な提言を行うべく検討している。

第 4 に、比較法の対象として日本法とアメリカ法の両方を選択し、3 カ国の法を比較分析した上で、モンゴルにとって最も望ましい提言を構築している。

第 5 に、アメリカ法の検討に際しては、環境法と会社法の交錯するテーマとして、環境法上、親会社自身が責任を負うべき場面と、法人格否認の法理を通じて CERCLA 上の責任を親会社に課す場面の差異を明らかにしている。

第 6 に、日本法の検討に際して、既に先行研究が調査していた形骸化事例のみならず、濫用事例についても過去の裁判例の事案を包括的に分析し、公表裁判例になったものに限られるものの、実態を明らかにしている。

以上から、本論文は博士（比較法学）の判定基準を満たすものといえる。第 1 点から、(A)「アジア法整備支援」(体制以降に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していると評価できる。第 2 点ないし第 4 点から、(B) 主として比較法学的・比較政治学的手法によっているともいえる。第 4 点ないし第 6 点から、(C) 母国の問題を取り扱っており、一次資料として主として母語によるものを用いるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めているということもできる。第 1 点および第 2 点から、(D) 問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると評価できる。問題設定の独自性と分析における独自性（第 5 点および第 6 点）から、(E) 従来の研究と比較して独自性が認められる。さらに、論文全体を通して、(F) 理論的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されているともいえる。

2. 本論文の問題点とそれに対する評価

本論文は上記のとおり博士論文としての基準を満たすものであるが、残された課題もある。

第 1 に、本論文は不法行為費用の外部化を防ぐために有限責任を否定すべき場合について、先行研究の基礎理論に依拠している。具体的な問題を論じる前に基礎理論を適切に踏まえている点で評価に値する一方、モンゴルの実情を踏まえて基礎理論に対して何らかのインプリケーションを提示するまでには至っていない。

第 2 に、モンゴル会社法 6 条 6 項を中心に会社法に関する具体的な解釈論上の提言を行っており、問題に対する解決策を問題意識と整合的な形で最後まで示している点で評価できる。他方、本論文で示されたような 6 条 6 項の実質的な解釈・運用が自国の裁判所にとって可能であるのかにはやや疑問が残る。もし、現状では難しいとすると、どのような手段でそれを助けることができるのか、あるいは立法の方が望ましいのかといったルールの形についてもある程度検討する方が現実的なインパクトがあるといえる。

第 3 に、日本法の論文としてみた場合、環境法上の規定や法人格否認の法理の適用などを通じて、子会社の環境法上の責任を親会社が負うべき場面を解明することは十分に価値がある。本論文は、日本において環境問題に関しては親会社責任が問題となりにくかった事情まで踏み込んでいる点で評価できる。もっとも、仮に親会社責任を追及すべき事実があった場合に、どのような手段で追及するのかについて一層の具体的な検討がなされるべきであったともいえるが、モンゴル法への示唆の獲得を主な目的とする本論文としては直ちに解決策を提示すべき課題とはいえない。

III. 結論

前述のとおり、さらなる改善を期待することができる部分も存在しているものの、博士（比較法学）の学位判定基準を十二分に満たしていると評価できる。また、本論文の実践的な研究と提言は、他の法域においても、法制度の再構築の具体的な方策について、参考になるものである。本論文は、独立した研究者として、研究を遂行することができる能力を明確に示している。

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。